

中核市移行記念

原付バイク
オリジナルナンバープレート

平成27年4月1日 から **交付開始！！**



しらこぼと橋は、市の鳥であるシロコバトが翼を広げて寄り添い、大空に向かって飛び立つ姿をモチーフにデザインされ、平成6年11月完成以降、市民の方に親しまれています。しらこぼと橋と越谷特別市民「ガーヤちゃん」をデザインしたプレートは、越谷市の更なる発展を表しています。

- **交付開始日時** 平成27年4月1日 午前8時30分から
- **交付場所** 本庁舎1階市民税課・北部出張所・南部出張所
- **受付時間** 月曜～金曜（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- **交付車種**
 - ①原付第1種（白色ナンバー・50cc以下）
 - ②原付第2種乙（黄色ナンバー・50cc超 90cc以下）
 - ③原付第2種甲（桃色ナンバー・90cc超 125cc以下）

越谷市が中核市へ移行することを記念して、人気投票により選ばれた、**しらこぼと橋**と**ガーヤちゃん**をモチーフにした原付バイク（125cc以下の2輪車）のオリジナルナンバープレートを交付します！！

■必要書類

- ・新規（販売店から購入）の場合
 - ➡販売証明書・所有者の印鑑（認印可）
- ・既存のナンバープレートから交換する場合
 - ➡所有者の印鑑（認印可）・旧ナンバープレート・標識交付証明書
- ・その他の場合
 - ➡譲渡等の場合は下記までお問い合わせください

■交付する標識番号

車種	交付する標識番号		
	本庁舎	北部出張所	南部出張所
① 原付第1種	K 1番～	K 2000番～	K 3000番～
② 原付第2種（乙）	L 1番～	L 200番～	L 300番～
③ 原付第2種（甲）	M 1番～	M 2000番～	M 3000番～

※ 標識番号「1」番は本庁舎のみでの交付となります。交付開始の時点で希望者が複数人いる場合は、抽選での交付となります。なお、抽選により取得するナンバープレートは1人1枚です。

■その他

- ・番号の若い順から交付するため、標識番号の指定はできません
- ・既存のナンバープレートも従来どおり交付します
- ・既存ナンバープレートから無料で交換できます（車台1台につき1回限り）
ただし、自賠責保険等の手続きが必要になる場合があります

■お問い合わせ **越谷市役所 市民税務部市民税課**
軽自動車税担当 Tel: 048-963-9145

未来へ羽ばたく まちづくり

平成27年4月 誕生 **中核市・越谷**

中核市とは、規模や能力が比較的大きな都市において、都道府県で行っている業務のうち市民生活に関わりの深い福祉や環境、保健衛生分野の事務の多くを取り扱えるようになる市のことです。

平成 27 年 4 月 **誕生** 中核市・越谷

越谷市では、現在、「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域が支える安全・安心・快適都市」を将来像としたまちづくりを進めています。

平成 27 年 4 月 1 日からは中核市となり、県から約 2000 項目の権限移譲を受け、地域の実情に合ったまちづくりを、責任をもって推進します。

約 2000 項目の権限移譲を受け、住民に身近なところで、基礎自治体として責任をもって、まちづくりを進めます



■ 中核市になるとどうなりますか？

事務処理を一括して行います！

身体障害者手帳の申請の受付から交付までを一括して行うことができ、交付までの時間が短縮されます。母子・父子・寡婦福祉資金についても、県に代わり市が貸付を行います。

きめ細かな対応を行います！

保育所や特別養護老人ホーム等の設置の認可や施設運営の指導を行います。市に権限が移ることで、一層市の実情や市民ニーズに対応することができます。

地域保健行政を拡充します！

現在、市で行っている健康相談や予防接種等の身近な保健サービスに加え、結核や HIV などの感染症の検査・相談や費用の助成、難病患者の支援等の専門的なサービスを行います。

救助体制を強化します！

高度救助用資機材を備え、人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊を設置します。倒壊した建物から生存者を早期発見・救出するなど、より一層の救助体制強化を図ります。

生活衛生が向上します！

飲食店の食品営業の許可や監視指導、食品の検査を行います。理容室、美容室、クリーニング店、旅館、公衆浴場の衛生管理の監視指導なども実施します。

監査機能を強化します！

市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者が監査を行う外部監査制度を導入します。監査委員による監査と併せ、行政運営のさらなる適正確保を図ります。

健康危機管理を強化します！

市内で発生した食中毒等の情報が市の保健所に報告されます。発生の動向を早期に把握できることとなり、感染の拡大や再発を防ぐなど、迅速な判断に基づく一貫した対応が可能となります。

産業廃棄物処理を指導します！

産業廃棄物処理施設の許可や事業者への指導、事業場への立入検査を市が行うようになります。産業廃棄物の不適正な処理に対して、直接指導や改善命令等が可能となり、良好な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることができます。